

①原告ら代理人から、原告らにおける弁論更新を行います。

②まず、本件は平成30年10月11日に提訴しましたが、当時の請求は、福島第一原子力発電所により発生した放射能汚染廃棄物の焼却処理に関する試験焼却についての経費支出の差止でした。しかし、被告により、試験焼却が強行され公金支出されたことから、2020年1月31日付け訴え変更申立により、損害賠償請求を求めております。

③次に、当事者ですが、原告らは本件各焼却施設周辺にて放射能汚染が懸念される住民124名となっております。一方、被告は、大崎地域広域行政事務組合（以下、「本件組合」といいます。）の長ですが、本件組合は3つの焼却施設、及び最終処分場を管理しており、その対象自治体として、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町が含まれます。

④ここで、本件原告らの居住地の場所について説明します。

まず、原告らの居住地は宮城県の北西に位置し、福島原発からはおよそ150km離れていますが、環境省が公表しているモニタリング結果によっても、平成24年12月時点でも、平均して300～600Bq/m²の放射性セシウムが沈着しており、宮城県内で見ても、特に高い放射能汚染がなされた場所であることが明らかです。

⑤この図は宮城県内の自治体の位置関係を明らかにするものですが、一市四町が先ほどの図の水色の部分に重なることが分かります。

⑥次の図は玉造クリーンセンターの上空写真となります。赤丸が同センターであり、右、すなわち東方向に池月駅を中心に集落があることが分かります。原告らの住居もこの周辺にある方が多いです。また、あら伊達な道の駅があり、こちらには日常的に多くの近隣住民の外、観光客らが集まります。

⑦次が玉造クリーンセンターから1km毎に赤丸で囲ったもので、4kmまで示しています。この円の中に多くの集落があることが分かります。2.5km東地点に池月駅、3km西地点に川渡カトリック保育園があります。

⑧さきほどのあら伊達な道の駅です。

⑨⑩中央クリーンセンターの上空写真です。この地域は特に多くの集落、商店街があり、円の中には、保育園、小学校等子どもが集まる場所、ショッピングセンターや運転免許センター、病院等多くの住民が集まる場所があります。

⑪⑫東部クリーンセンターも同様に東西4km以内にそれぞれ住宅が密集しています。

⑬⑭最終処分場である大日向クリーンパークも、4km圏内に高速道路のインターチェンジの他、小学校まであります。

⑮⑯このような原告ら住民の居住地ですが、福一事故後、放射性セシウムが多く堆積し、それに萎縮せざるを得ず、日常において屋外での活動が制限されています。その一例としては、側溝の泥上げは福一事故後一度も実際されていません。また、農産物の出荷制限もあります。

⑰さて、本件訴訟の争点の概説に移りますが、本件試験焼却には、3つの議会ないし市長の行為があるところ、2つめの被告代表者による試験焼却の決定には一定の裁量があるところ、①覚書違反、②申し合わせ違反、③人格権侵害という3つの点で裁量逸脱で違法であり、それにより、公金支出も違法となるという構造になっています。

⑱覚書は、2009（平成21）年11月16日、水利組合と本件組合との間で、最終処分場からの放水に関して締結されたもので、本件では特に、2条の「その他水質汚染のおそれのある重金属物質を含む廃棄物は一切搬入しないものとする。」に本件放射能汚染物質が含まれるかが問題となります。

⑲⑳この点に関しては、法令はその趣旨目的から解釈するべきものであること、被告担当者が制定における協議の中でダイオキシンのように後になって有害とわかるものもある等と述べていたこと等からして、覚書の目的は環境や水質を守る点にあり、その性格が公害防止協定にあることは明らかで、2条には本件の焼却対象物も含まれることは明らかであります。

㉑㉒被告からの特措法に整合しているという反論については、主に原告ら準備書面1・4において主張しているとおりです。

また、被告において、本件焼却についての説明会や協議会を実施してきた旨の主張がされておりますが、いずれも水質汚染のおそれの有無についての情報提供や説明はない形だけのものでした。

⑳次に、申し合わせですが、これは、本件組合と西部玉造クリーンセンター周辺の上宮行政区協栄会において、同センターの開設に伴い締結されたもので、本件では、4項・5項が問題となります。

㉑こちらについても覚書同様、趣旨目的、制定経緯、実績からして「地元住民の環境を今後とも守る」ことにあること等から、4項の「ごみ焼却場の機能・設備等を変更する場合」に本件試験焼却の対象物を焼却することが含まれるというべきです。詳細は原告ら準備書面4・7を参照下さい。

㉒最後に人格権侵害です。原告らの人格権侵害は以下のとおりです。すなわち、本件焼却により放射能汚染ないしそのおそれがあります。住民らはそれを飲食や呼吸等で内部被曝し、発がんリスクの上昇などの健康被害が顕在化するという強い危惧感・不安感を感じ、そのような状況で生活せざるを得ないという平穏生活権を侵害されるということです。

㉓かかる人格権侵害があったとしてそれにより損害賠償請求が認められるには、それが受忍限度を超えることを要することは原告らも認めます。しかし、原告らの被侵害利益は平穏生活権・人格権という正に日常生活にかかわる重要な人権である一方、被告らの試験焼却を行う利益は、放射能汚染物質の処理の都合であり、それは必ずしも焼却という方法でのみ行い得ないものではなく、原告らの被侵害利益が勝ることは明らかです。

㉔人格権侵害を基礎づける放射性セシウムの拡散については、①草野氏のモニタリングポスト推移調査、②青木一政氏のリネン吸着法調査、③土壌調査等により明らかとなっています。また、現在協議されている、排ガス検査については、この放射性セシウムが拡散していることを確定するためのものとなります。

㉕草野氏の調査については甲42号証に示したとおりです。

⑳青木氏のリネン吸着法については、一例のみ取り上げますが、風下方向に高い放射能汚染物質をリネンが補足していることがこの調査結果の図からも明らかとなっています。これは玉造クリーンセンターで、試験焼却が行われていた期間の調査結果です。

㉑次が中央クリーンセンターです。2019年1月7日～3月31日東南東の風向きが大きく、東南東の計測ポイントで高い放射能が計測されています。

㉒そして、同年6月1日からの計測では、風向きが変わり北北西の風向きが強くなりましたが、それに伴い、北北西の計測ポイントで高い放射能が計測されています。

㉓東部クリーンセンターも同様の結果となっています。

㉔土壌調査については、元々大崎市のホームページによって公開されている試験焼却前後の土壌調査結果を元に、原告側で分かりやすく図示したものを証拠化しておりますが、47箇所 of 測定箇所があるところ、本来ならば経時的に減少していくはずなのですが、そのうち25箇所 with 本件試験焼却後に放射能が上昇していることが明らかとなっています。特に大崎中央クリーンセンター付近の地域内の測定地点であるが、この17箇所中15箇所 with 放射能濃度が上昇しています。

㉕本件試験焼却は、福島第一原子力発電所事故によって、宮城県大崎市周辺に堆積した放射能汚染廃棄物を焼却するというものです。福島第一原子力発電所事故時ないしその直後での同周辺での被曝→ 外部被曝の問題ですが、

しかし、本件では、同事故後に大崎市周辺に堆積した放射能汚染廃棄物の焼却により放射性物質が拡散し、それが人体に侵入するおそれ→ 内部被曝の問題です。

この内部被ばくの問題については、これから主張立証を補充していきます。

㉖最後に、原告らが考える本訴訟の意義ですが、まず何より、住民が放射性物質による内部被ばくを受け、それによる健康被害、あるいは健康被害を受けるおそれを感じることで、安心して生活する平穏生活権が侵害されていることの救済を図る必要があると考えています。現在、2020年7月～約7年にわたり 本焼却を実施し、現在進行中であり、かかる人格権侵害は日々発生しています。

また、放射能汚染廃棄物の焼却処分の危険性を知らしめ、隔離保管を広めるという点、さらには、福島第1原子力発電所事故の証拠物をなくさない（放射能汚染廃棄物という証拠の隠滅行為）、女川原発他、原発再稼働問題を考える上での事故リスクを認識させることにまであるものと考えています。

裁判所におかれては、本訴訟は単なる損害賠償請求にとどまらず、このような大きな社会的意義をも有する点をも十分に考慮され、慎重に審理していただきたく存じます。